

特定低公害・低燃費車導入義務制度等における燃費基準に係る検討会設置要綱

令和7年8月 21 日

7環改車第 282 号

(設置)

第1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第35条に基づく低公害・低燃費車の導入義務等における制度のあり方等について専門的な見地から検討するため、特定低公害・低燃費車導入義務制度等における燃費基準に係る検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項について、委員の意見を聴取する。

- ・ 特定低公害・低燃費車等の導入義務制度等における燃費基準について

(構成)

第3 検討会は、学識経験等のうちから環境局環境改善部長が委嘱する委員により構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、承諾の日から令和7年10月31日までとする。

(座長)

第5 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員が互選する。
- 3 座長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(招集)

第6 検討会は環境局環境改善部長が招集する。

(会議の公開)

第7 検討会は、原則として公開とする。

(議事録及び会議資料)

第8 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 作成した議事録及び会議資料は、原則として公開とする。

(庶務)

第 9 検討会の庶務は、環境局環境改善部自動車環境課において処理する。

(雑則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 21 日から施行する。